



## Tax Newsflash

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2015年11月30日号

※本ニュースレターは、[英文\(または中文\)ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文または中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 中国国家税務総局が「非居住納税者による租税条約の恩典享受に関する管理規程(試行)」を公布

中国国家税務総局が2015年8月末に公布した「非居住納税者による租税条約の恩典享受に関する管理弁法」(国家税務総局公告2015年第60号:以下「60号公告」)の実施を徹底させ、非居住納税者による租税条約の恩典享受に関する管理業務における各レベルの税務機関の具体的な職責とプロセスを明確化するために、国家税務総局は2015年10月29日に「非居住納税者による租税条約の恩典享受に関する管理規程(試行)」(税総函[2015]128号:以下「128号通達」)を公布した。128号通達は60号公告の施行日に合わせて2015年11月1日から施行された。

#### (1) 法規の要点

128号通達は地方の税務機関に対し、非居住納税者による租税条約の恩典享受に係る事中、事後の管理を強化し、非居住納税者の提出した関連資料に対して定期的にサンプル調査を行うことを要求している。サンプル調査は、実効税率の低い国(地域)、信用不良または租税条約による優遇金額の大きい非居住納税者を重点的な対象とする。サンプル調査の頻度と割合は以下のとおりである。

- 配当、利子、使用料または譲渡所得条項の適用を受ける場合、四半期終了後3カ月以内に当該四半期の適用状況をサンプル調査し、同

一条項のサンプル調査の割合は当該四半期に当該条項の適用を受けた非居住納税者数の30%を下回らないものとする

- その他の条項の適用を受ける場合、四半期終了後6カ月以内に当該四半期の適用状況をサンプル調査し、同一条項のサンプル調査の割合は当該四半期に当該条項の適用を受けた非居住納税者数の10%を下回らないものとする

所轄税務機関による重点的な審査内容には以下が含まれる。

- 居住者身分証明が規定の要求を満たしているか否か、双方居住者の状況が存在するか否か
- 申告する所得の種類および適用する租税条約の条項が正しいか否か、非居住納税者が恩典享受のための条件を満たしているか否か
- 税額の計算が正しいか否か
- 租税条約濫用のリスクがあるか否か

地方の税務機関が、非居住納税者は租税条約の恩典を享受するための条件を満たしていないと判断し、追徴課税を行う場合、追徴税額が500万元以上ならば、「租税条約の恩典を享受できない追徴課税

案件の状況一覧表」を作成し、国家税務総局に提出しなければならない。国家税務総局は各地から提出される当該表を定期的に取りまとめ、公表する。租税リスクが高いか、執行が一致しない案件に対しては、不定期に専門家による審理を行う。

各省の税務機関は非居住納税者が租税条約の恩典を不当に享受する状況に関して、信用ファイル管理を行う。地方の税務機関は「非居住納税者による租税条約の恩典享受に関する不良信用リスト」を定期的作成し、国家税務総局に提出する。国家税務総局は、非居住納税者の信用情報を定期的に公表する。信用不良の非居住納税者は、各レベルの税務機関の重点管理対象とされる。

## (2) デロイトのコメント

60 号公告により、租税条約の恩典享受に係る事前審査、届出の手續は、非居住納税者または源泉徴収義務者の自主判断に基づく手續に移行した。そのことに伴い、税務機関は今後、事後管理を強化することになる。128 号通達は 60 号公告に付帯するものであり、実務における事後管理の強化に関して、地方の税務機関に一定の指針を与えるものである。非居住納税者は 128 号通達に基づき、租税条約の恩典を享受した後どのような管理を受けるかを理解することにより、自らの税務リスクをより合理的に評価することができる。

60 号公告に関する Tax Analysis でも述べたように、60 号公告は、非居住納税者が租税条約の恩典を享受するための実質的な条件を変更するものではなく、128 号通達に定められている税務機関によるサンプル調査の頻度と割合も低くないことから、非居住納税者と源泉徴収義務者は租税条約の恩典を享受できるか否かに関して、慎重な自主判断を行う必要がある。

関連通達等：

[「非居住納税者による租税条約の恩典享受に関する管理弁法」の発布に関する公告\(国家税務総局公告 2015 年第 60 号\)\(中国国家税務総局ウェブサイト\(中国語\)\)](#)

[「国家税務総局が租税条約の恩典享受に関する新規定を公布」\(Tax Analysis:2015 年 9 月 21 日号\)](#)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: [emiko.okubo@tohatsu.co.jp](mailto:emiko.okubo@tohatsu.co.jp)

## 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル 5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。